

めぐろ事業者応援プロジェクト

コロナ禍で頑張る
区内事業者を紹介します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている区内事業者を支援する「めぐろ事業者応援プロジェクト」では、コロナ禍に負けず、新しい事業などを立ち上げている事業者を紹介する企画を始めました。詳細は同プロジェクトホームページ(右コード)でご覧になれます。



目黒区商工まつり運営委員会事務局
(産業経済・消費生活課中小企業振興係内、☎3711-1134、FAX3711-1132)

株式会社目黒工芸社



◀工具を使わず簡単に組み立てられます

中目黒の地場を生かした
自社製品を

金属銘板からスタートし、現在はアクリルの看板などを製作している樹脂加工の老舗です。アクリル加工は得意分野ですし、コロナ禍で役に立てるのではと、パーティーの作製を始めました。高い安定性だけでなく、書類を渡しやすい工夫を凝らし、好評いただいています。

今後も感染症拡大防止のお役に立てるとうれいですね。

株式会社カノエ



◀パンはすべて製造店で個別包装しています

パン屋さんのパンを
完全非接触でデリバリー

「朝、焼きたてのおいしいパンを食べたい」というニーズがあると思い、コミュニケーションアプリLINE(ライン)を利用した、完全非接触によるパンの早朝宅配「パンタク」を区内一部エリアで始めました。事前予約により、週1回、パン屋のパンを朝7時までに、自宅のドアノブなど指定場所にお届けします。

将来的には、完全非接触で頼まれたものを何でもお届けできる、地域の便利屋さんの存在になっていきたいです。

一緒に学びませんか
申請社会教育学級



目黒が丘文化会館(☎3723-8741、FAX3723-2187)

申請社会教育学級は、区民の自主的な学習グループへ、教育委員会が指導者を派遣する制度です。興味のあるかたはだれでも参加できます。参加方法など、詳細はお問い合わせください。

学級名など 下表のとおり(感染症対策のため中止する場合あり)

対象 区内在住・在勤・在学者 費用 教材費などの実費

■教育委員会が定める課題を学習する学級

学級名	学習テーマ	主な活動日時・会場
追われた人々から見た日本史勉強会	歴史的に追われた人々の視点から日本史や人権について考察する	毎月第3木曜日14:00~16:00 中央町社会教育館(中央町2-4-18)

■中央町社会教育館(中央町2-4-18)を主に利用する学級

学級名	学習テーマ	主な活動日時
沖縄楽習(おきなわらくしゅう)	沖縄の歴史を知る	毎月第2木曜日 14:00~16:00
長寿講座+(プラス)音読English(イングリッシュ)	英語で音読して健康長寿を目指す	毎月第3火曜日 10:00~11:50

■目黒本町社会教育館(目黒本町2-1-20)を主に利用する学級

学級名	学習テーマ	主な活動日時
つまみ細工 里奈の会	日本の伝統文化とつまみ細工の製作	毎月第1水曜日 10:00~12:00
Meguro Lisa Club(メグルリサクラブ)	英語で日本と世界を語る	毎月2回水曜日 18:00~20:00

■鷹番住区センター(鷹番3-17-20)を主に利用する学級

学級名	学習テーマ	主な活動日時
目黒の古文書を読む会	区内の名主の家に残る古文書を読み、目黒の歴史を知る	毎月第3金曜日 14:00~16:00

専門相談をご利用ください

目黒区民の声課(☎5722-9424、FAX5722-9395)

各分野の専門家が、初期段階での問題解決に向けてアドバイスします。相談は予約が必要です。総合庁舎本館1階区民の声課で実施しています。

対象

区内在住・在勤・在学者
(区外在住者は区内に所有する不動産に関する相談のみ)

予約方法

月~金曜日8:30~17:00に、区民の声課へ電話、または区民相談窓口で予約

相談に当たって

- 相談は1案件につき1回まで
- 相談員に仕事の依頼はできません
- 法律相談は、裁判や調停中、弁護士に依頼中の案件は、原則相談はできません
- 書類作成における要件などのアドバイスは行いますが、書類の作成や適否の確認はできません
- 相手方との交渉や仲介・あっせんなどはできません
- 体調不良時は、連絡のうえ相談を見合わせてください



感染症対策にご協力をお願いします

- 来庁前に自宅などで検温をしてください
- 必ずマスクを着用してください
- 入室時には備え付けの消毒液で手指消毒をしてください
- 相談者は原則1人まで
- 待合スペースでお待ちいただく人数も原則1人まで
- 予約時間の10分前にお越しください
- 相談室のドアを開放し、随時換気をお願いします

*感染症対策のため、相談を中止する場合があります
*祝・休日の場合は翌日に実施(こころの相談を除く。年金・労務相談は翌週月曜日に実施)

相談名	日時	相談内容	相談員	
法律相談 (前週の水曜日から予約受け付け) ※夜間相談は当面休止	毎週(水)、 毎月第1・2・4・5(木) 毎月第3(木)	13:00~16:00 9:00~12:00	相続、金銭貸借、離婚、不動産、賠償ほか	弁護士
税務相談 (前週の火曜日から予約受け付け)	毎月第1~4(火)	13:00~16:00	所得税、相続税、贈与税など各種税金に関すること、帳簿の付け方ほか	税理士
不動産取引相談 (前週の月曜日から予約受け付け)	毎月第2・4(月)	13:00~16:00	土地売買、地代、賃貸契約(敷金、立ち退き)ほか	宅地建物取引士
登記・成年後見制度相談 (前週の月曜日から予約受け付け)	毎月第3(月)	13:00~16:00	不動産の保存・移転登記、法人登記、土地の分筆、境界標、成年後見制度ほか	司法書士、土地家屋調査士
こころの相談 (電話相談可・予約制)	毎週(金)	13:00~16:00	人間関係、家族との問題、ストレスなどの心の悩み	心理カウンセラー
少年相談 (前日までに予約)	毎月第3(火)	13:00~16:00	少年の交友関係、不労、家庭内暴力ほか	警視庁世田谷少年センター心理専門職員
年金・労務相談 (前週の金曜日から予約受け付け)	毎月第3(金)	13:00~16:00	各種年金、健康保険、労働保険、労務管理ほか	社会保険労務士
行政相談 (前週の月曜日から予約受け付け)	毎月第1(月)	13:00~16:00	国や特殊法人などが行う業務への意見・苦情ほか	行政相談委員
行政書士相談 (前週の月曜日から予約受け付け)	毎月第1(月)	13:00~16:00	営業許可申請、会社設立の手続き、帰化などの許可申請、内容証明・契約書の作成に関することほか	行政書士